

# 会議体の設置に関する指針

令和5年2月策定

## 1 はじめに

市が設置する会議体について、設置形式の適正性を確保するとともに、必要な会議体が適切に設置されている状態を維持するため、本指針を策定する。

## 2 会議体の種類

種類	設置の根拠	概要	支払名目
附属機関	法律等又は条例	法律等又は条例による会議等には、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長等の執行機関の求めに応じて、一定の事項について審議、調査、審査等を行うものや、市長等の執行機関に対して、答申、提言、報告等を行うものがある。	報酬
私的諮問機関	規則又は要綱等	規則又は要綱等による会議等には、有識者等の意見を聞くために設置される懇談会から、庁内において職員間の意識共有や職員からの意見聴収を目的に設置される委員会やワーキングチームまで様々な性質のものがある。	謝礼

## 3 会議体の設置に当たっての留意点

会議体を新たに設置する場合には、以下の点に留意する。

- (1) 行政の簡素化、効率化の観点を踏まえ、会議体の新設の必要性を精査する。
- (2) 目的や趣旨が類似した既存の会議体の活用等を検討し、会議体の新設の必要性を精査する。
- (3) 会議体で取り扱う内容が臨時的なものである場合、設置にあたり設置期限を設けるよう努める。

## 4 条例による会議体の設置

法律等に別に定めがある場合を除き、附属機関としての性質を有する会議体について

は、名称のいかんを問わず、附属機関に位置付け、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例により設置することが望ましい。

条例により附属機関として設置することを検討する際は、当該機関を組織する委員等は特別職の非常勤職員としてその勤務に応じた報酬を受けるとなるほか、和光市市民参加条例に基づき、原則として公簿により選任される者を含めるものとし、また、選任後は氏名等を公表する必要があることに留意するものとする。

## 5 規則又は要綱等による会議体の設置

法律等に定められておらず、また、条例により設置する必要のない会議体については、規則又は要綱等により設置することができる。

規則又は要綱等による会議体の設置を検討する際は、当該会議体の委員に対して特別職の非常勤職員として報酬を支給することはできず、謝礼支払基準に基づき予算の範囲内において謝礼を支払うにとどまることに留意し、委員の協力を依頼するときは、謝礼支払基準に定める謝礼の考え方について十分な説明を行うよう努めるものとする。

## 6 会議体の廃止に関する考え方

以下のような会議体については、廃止することを検討する。

- (1) 会議体を設置した所期の設置目的が達成されたにもかかわらず、前例踏襲で開催され続けているもの
- (2) 過去の社会情勢の要請に基づき設置され、現時点においては社会情勢の要請が乏しいもの
- (3) 会議内容が長年に渡り類似しているもの、形式的な意見聴取や意見交換になっているもの等、会議開催の意義が乏しくなっている会議体で、会議内容の見直しを行ってもその意義の向上が認められないもの
- (4) 設置の目的、所掌事務及び委員構成が類似している等、他の会議との統合が可能なもの
- (5) 会議体を活用しなくても、他の手段で目的が達成できるもの